

# 新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制等について

R5.9.29

会議

## 1. 令和5年10月以降の医療提供体制等の移行について

### 新型コロナの医療提供体制の移行に関する基本的な考え方（国方針）

	5月8日以降	➔	10月以降（R5.9.15 厚生労働省通知より）
国の考え方	入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応へ移行		重点的・集中的な支援を通じて、 <b><u>冬の感染拡大に対応しつつ</u></b> 、通常医療との両立を更に強化することで、 <b><u>通常の医療提供体制への段階的な移行を進める</u></b>
移行期間	令和5年9月末まで		<b><u>令和6年3月末まで</u></b>

### 令和5年10月以降の医療提供体制等の概要

	5月8日以降の対応	➔	10月以降の対応
相談窓口	しまね健康相談コールセンター 8:30～21:00（土・日・祝日も受付） ☎0854-84-9810（県央保健所）		<b>継続</b>
	邑南町新型コロナワクチン相談窓口コールセンター 8:30～17:15（土・日・祝日を除く） ☎0855-83-2330（役場保健課内）		<b>継続</b>

		5月8日以降の対応	➡	10月以降の対応
医療提供体制等（国・県含む）				
外来医療	医療費負担	検査費用、陽性診断後の外来医療費は <b>自己負担</b> コロナ治療薬は9月末まで自己負担なし		コロナ治療薬への公費支援は、 <b>一定の自己負担を求めたうえで3月末まで継続</b> 自己負担上限額（1回の治療あたり） 医療保険の自己負担割合の区分ごとに設定 1割負担：3,000円 2割負担：6,000円 3割負担：9,000円
入院医療	入院調整	医療機関間による調整 医療ひっ迫時は県本部による調整		医療機関間による調整 本部による調整の枠組みは継続
	医療費 公費負担	<b>自己負担</b> 高額療養費の自己負担限度額から 2万円を上限に軽減		<b>自己負担</b> 高額療養費の自己負担限度額からの <b>減額幅を1万円に見直した上で 3月末まで継続減</b>

**※引き続き、発熱等、症状があるときは、かかりつけ医または医療機関、しまね健康相談コールセンターに連絡のうえ、受診してください。**

## 2. 邑南町役場としての取り組み

令和5年5月8日発出「《新型コロナウイルス感染症 5類移行後》の対応」を継続します。